

2022年9月22日

令和4年台風第14号にかかる災害等による被災者の皆さまへ

このたびの令和4年台風第14号により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

当行では、このたびの台風にかかる被災者の皆さまに対しまして、以下のとおりお取り扱いをさせていただきます。

1. 預金通帳やご印鑑、キャッシュカードを紛失された場合でも、ご本人であることを確認のうえお支払いいたします。
2. 定期預金等の期限前払出しについてもご相談に応じます。
3. 災害による障害のため、支払期日が経過した手形につきましては、取立ができるよう関係金融機関と調整をいたします。
4. 被災により汚れた紙幣のお引き換えに応じます。
5. 国債を紛失された場合についてもご相談に応じます。
6. 災害の復旧、応急資金等の各種ご融資につきましてもご相談に応じます。

なお、上記のご相談につきましては、高知県内の当行本支店窓口にてお受けいたしますので、ご遠慮なくお問い合わせください。

